

保護者のみなさまへ

インフルエンザに感染した園児は、法令の規定により出席停止となります。必ず医療機関を受診し、登園再開時には保護者の方がこの用紙に必要事項を記入し園に提出してください。

インフルエンザ治癒報告書(保護者記入)

園長 あて

園児名 _____ 生年月日 H・R 年 月 日

医療機関で診察を受け、「インフルエンザ(疑いを含む)」と診断されました。発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過し治癒しており、他に感染の恐れがないことを報告いたします。

1、疾患名 インフルエンザ(A 型 ・ B 型) ※該当するものを○で囲んでください

2、発症日(発熱等の症状が出た日) 発症日 令和 年 月 日

3、受診日・医療機関名 受診日 令和 年 月 日

医療機関名 _____

4、発症日からの経過

発症日から登園日までの月日と体温を下表に記入してください。

発症からの日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日 (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※ 発症日については、機関受診時に医師にお尋ねのうえご記入ください。発症日は「0日」として数えます。

5、治癒日(登園可能となった日) 治癒日 令和 年 月 日





令和 年 月 日 保護者名 _____

インフルエンザの出席停止期間早見表

解熱日により、登園可能になる日が異なりますので、インフルエンザの出席停止期間早見表をご覧ください。登園可能日をご確認ください。

【登園の基準】

- 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した翌日から登園できます。
- 解熱した後3日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には登園できません。

		発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日経過				
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目		
発熱しない場合	例1	症状が出た日						登園可能				
発熱を伴う場合	例2	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目		登園可能				
	例3	発熱	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能				
	例4	発熱	発熱	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能			
	例5	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能		